

消費税法改正に伴う対応のお知らせ

2019年7月9日

株式会社 GRIT

お客様各位

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の税率が10%に変更予定となっております。

これにより弊社からお客様への請求に関しては、改正消費税法並びに消費税転嫁対策特別措置法(平成28年法律第85号)に準拠し、新税率の適用を受ける部分については新税率10%で消費税額等を申し受けることになりましたのでご案内申し上げます。

なお、消費税法上の「役務の提供」に該当する弊社サービスにつきましては、下記の対応とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 前受金として事前にご請求のサービス料金

PROGRIT 受講料金については、役務の提供完了日（お客様の受講期間終了日）に適用される消費税率にて、ご請求させていただきます。

なお、消費税率8%を適用してご請求させていただいているお客様につきましては、新税率10%と8%の差額を別途ご請求させていただきます。

<例：3ヶ月コースにお申し込みのお客様のケース>

受講期間が2019年7月21日～2019年10月20日の場合、受講期間終了日である2019年10月20日が役務提供の完了日となりますので、2019年10月20日時点の税率が適用され、10%の消費税率にて消費税等をご請求いたします。

2. 月次でご請求の継続サービス料金

毎月ご請求をさせていただいておりますシャドーイング添削コース料金は、2019年9月までは消費税率8%、2019年10月分以降は消費税率10%を適用しご請求させていただきます。

3. 税率・税額の変更に関する変更契約・覚書について

消費税率・消費税額等の変更に関する変更契約、覚書などの締結は原則として省略とさせていただきます。

ご不明な場合は、弊社担当カウンセラーまでお問い合わせください。